参考9

履歴等調査の流れ（案）

第一段階調査

法令関係調査

必ず実施

以下に該当し、法令により土壌汚染のある土地として認識されているか？
- ■土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」内の土地（未措置）
- ■土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」内の土地
- ■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類土壌汚染対策地域」内の土地（未措置）
- ■農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく「農用地土壌汚染対策地域」内の土地（未措置）
- ■条例に基づく土壌汚染に係る区域内の土地（未措置）
- ■過去の調査により土壌汚染が発見されたが未措置
- ■過去の調査により土壌汚染が発見されたが、除去を伴わない措置を実施

YES → 左記調査により、土壌汚染（のおそれ）の有無を判断できる場合は調査不要、判断できない場合は調査実施

NO →

土壌汚染の可能性の高い以下の施設の届出があるか？
- ■現に土壌汚染対策法に基づく「特定施設」あり（未調査）
- ■現にダイオキシン類対策特別措置法に基づく「特定施設」あり（未調査）
- ■現に条例に基づく特定施設等あり（未調査）

YES → 左記調査により、土壌汚染（のおそれ）の有無を判断できる場合は調査不要、判断できない場合は調査実施

NO →

以下に該当し、調査時点又は措置完了時点において土壌汚染等のおそれのない土地か？
- ■過去の調査により土壌汚染が発見されなかった。
- ■過去の調査により土壌汚染が発見されたが、除去を伴う措置を実施

YES → 左記調査により、土壌汚染（のおそれ）の有無を判断できる場合は調査不要、判断できない場合は調査実施

NO → 土壌汚染のおそれの有無を判断できない

左記調査により、土壌汚染（のおそれ）の有無を判断できる場合は調査不要、判断できない場合は調査実施

現況利用調査

第2の4）や参考7等の土地の現況利用を留意すべき状況にあるか否かを確認

自治体に対する聞き取り等調査

以下を聞き取り
- 現存又は過去の特定施設等に関する情報
- 地下水の利用状況や汚染状況に関する情報
- 過去からの土地利用に関する情報
- その他土壌汚染に関する情報

以下の文献を調査
- ○○市誌
- ○○村地誌
- ○○市商工会議所録

etc

土壌汚染あり → **調査完** 第5の1）に該当

土壌汚染のおそれあり → **調査完** 第5の2）に該当 任意調査へ

- 特定施設等の敷地の一部だが、駐車場等の汚染可能性の低い用途
- 特定施設等のうち、喫茶店等の汚染可能性の低い施設 etc

土壌汚染のおそれなし → **調査完** 第5の3）に該当

現地に異状なし

調査や措置の時点が古く、土地の現況利用を留意すべき状況

土壌汚染のおそれなし → **調査完** 第5の4）に該当

農地、山林、昭和40年代からの住宅等で、現地に異状なし

第二段階調査

登記履歴調査

必ず実施

登記所で以下を調査
- 土地登記記録
- 建物登記記録
- 法人登記記録

etc

住宅地図等調査

必ず実施

図書館、国土地理院等で以下を調査
- 住宅地図
- 航空写真

etc

地形図等調査

左記調査により、土壌汚染（のおそれ）の有無を判断できる場合は調査不要、判断できない場合は調査実施

国土地理院等で以下を調査
- 旧版地形図
- 土地利用図 etc

地元精通者等への聞き取り調査

左記調査により、土壌汚染（のおそれ）の有無を判断できる場合は調査不要、判断できない場合は調査実施

以下の者から聞き取り
- 自治会役員
- 不動産仲介業者 etc

必要と認められる場合は
- 土地所有者等

土壌汚染のおそれなし → **調査完**

土壌汚染のおそれあり又は過去の履歴が不明 → **調査完** 任意調査へ